

第20回社会保障審議会

平成22年2月23日

参考資料3

明日の安心と成長のための緊急経済対策

明日の安心と成長のための 緊急経済対策

平成 21 年 12 月 8 日

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| I. 基本的な方針 | 1 |
| 1. <u>日本経済の現状認識</u> | 1 |
| 2. <u>経済財政運営の基本的視点</u> | 2 |
| II. 具体的な対策 | 5 |
| 1. <u>雇用</u> | 5 |
| 2. <u>環境</u> | 11 |
| 3. <u>景気</u> | 17 |
| 4. <u>生活の安心確保</u> | 22 |
| 5. <u>地方支援</u> | 24 |
| 6. <u>「国民潜在力」の発揮</u> | 25 |
| | |
| (本対策の国費・事業規模) | 29 |
| | |
| (別紙)「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模 | 30 |

明日の安心と成長のための緊急経済対策

I. 基本的な考え方

鳩山政権は、政権発足直後から、これまでの既成概念にとらわれることなく、無駄な予算、公共事業など従来の政権では政官業の癒着体制のため手がつけられなかった「歳出の中身」を抜本的に変える財政政策の大改革に乗り出している。国民は予算の効率的な使い方に対し大きな期待を抱いており、今後も引き続き、無駄を省く作業を休むことなく進めていかなければならない。

同時に、現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするための経済対策を、スピード感を持って示し、暮らしの再建、地方の活力の回復、そして環境を中心とした未来に向けた政策の実現に取り組まなければならない。活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、鳩山政権の初めての経済対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめ、日本の元気回復に全力で取り組んでいくものである。

1. 日本経済の現状認識

(経済の現状認識)

平成21年度前半の実質経済成長率は2四半期連続のプラス成長となった。輸出や生産の増加により、景気は最悪期を脱し消費者や企業のマインドも持ち直している。しかし、経済の現状は、失業率が最悪期よりはやや低下したものの高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、国民の景気実感に近い名目GDP成長率は昨年春以降6四半期連続のマイナスとなっている。また、需給ギャップは大幅な供給超過である。

そして、このところは物価が財とサービスの両分野で下落し、緩やかなデフレ状況にある。さらに、為替市場の急激な変動により円高が進んでいる。

(先行きのリスク)

先行きを考えると、海外経済の持ち直しなどを背景に景気が次第に持ち直していくことが期待されるものの、経済成長の基盤は依然として脆弱である。政策の後押しにより家計消費は今春から2期連続して成長を支えたが、雇用不安と所得の減少傾向のためにその持続力は限られている。また、企業収益の低迷に加え実質金利高や円高などから設備投資の回復力は不透明である。

さらに、景気の持ち直しの動きに対するリスク要因としては、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、長期金利上昇、為替市場の動向などがある。G7声明にあるとおり、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、景気の持ち直しの動きに対して重大な悪影響を与えるものであり、為替市場の動きを厳しく注視していく。

2. 経済財政運営の基本的視点

こうした現状認識の下、鳩山政権における経済財政運営は、以下の3つの視点に立つ。

＜第1＞当面の取組 — 確実な景気回復・デフレ克服を目指す

厳しい経済・雇用情勢に対応し、景気の持ち直しの動きを確かなものとしていく。このため、当面の取組として、可能な政策を総動員して「緊急対応」に当たり、来春にかけて経済・雇用を下支えすると同時に、経済を上向かせる力の結集を図る。

(1) 緊急対応—情勢に応じた機動的な対応

- ・ 経済・雇用情勢の変化に即応し、経済・雇用の安定のために機動的な対応を取る。このため、雇用・生活不安の高まりに応えた「緊急対応」を行うとともに、企業の資金繰りに万全を期すための「金融対策」などによって景気の下支えを行う。

(2) 政府・日銀の一体となった対応

- ・ 政府は、国民が景気回復を実感できるためには、デフレの克服が重要であるとの認識を日本銀行と共有し、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行い、景気回復を確実なものとしていくよう政策努力を重ねていく。
- ・ 日本銀行に対しては、こうした政府の取組と整合的なものとなるよう、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

＜第2＞ 中長期的な取組 — 成長戦略の推進と財政規律

(1) 成長戦略の推進

- ・ 一方で、中長期的な観点から、以下の点を踏まえた成長戦略のとりまとめを進めていく。
 - 「雇用」「環境」「子ども」「科学技術」「アジア」等に重点を置きながら、中長期的な成長戦略を推進する。
 - 持続的な経済成長モデルを確立し、人々が共に、安心して生活し、子どもを産み育てていくことができる社会を実現する。

(2) 成長力強化と財政規律の両立—中期財政フレームの策定

- ・ 持続的な経済成長実現のためには、未来の子ども達にツケを残さないよう、成長力強化と財政規律の両立を図る必要がある。このため、複数年度を視野に入れた中期財政フレームを2010年前半に策定する。

＜第3＞ 今回の経済対策 — 緊急対応と成長戦略への布石

(1) 対策の柱—「雇用」「環境」「景気」

- ・ 今回の経済対策は、上記の考え方を踏まえ、①現下の経済・雇用情

勢への「緊急対応」と、②「成長戦略への布石」の2つの視点に基づくものとする。

- ・ 主な柱は「雇用」「環境」「景気」とし、くらしの再建と低炭素社会への転換に取り組む。また、医療等「生活の安心確保」や、荒廃した地方を守るための「地方支援」などにも強力に取り組む。

(2) 具体的な対策—3つの原則

①「緊急性」、「即効性」の高い施策を最優先

- ・ 具体的な施策については、「緊急的な必要性」を重視するとともに、経済・雇用効果、二酸化炭素削減効果において有効なものを優先する。

②切れ目のない経済財政運営

- ・ 今回の経済対策に伴い平成21年度第2次補正予算を提出し、平成22年度予算との間をつなぐことにより、「切れ目のない」経済財政運営を行う。

③「知恵」を活かして、「国民潜在力」の発揮で景気回復を目指す

- ・ できる限り財政に依存せず、制度・規制など「ルールの変更」や国民一人ひとりの積極的な参加によって、国民が持っている潜在力(国民潜在力)が発揮されることを重視する。
- ・ とくに、新たな需要創出に向け、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞してきた制度・規制改革に正面から取り組む。

(3) 施策執行の進捗管理

- ・ 今回の対策に掲げる各施策については、国家戦略室及び内閣府が、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

Ⅱ. 具体的な対策

1. 雇用—緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

<緊急対応>

- (1) 雇用調整助成金の要件緩和
- (2) 貧困・困窮者支援の強化
- (3) 新卒者支援の強化
- (4) 緊急雇用創造の拡充
- (5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

<成長戦略への布石>

- (1) 雇用・生活保障システムの確立
- (2) 「雇用戦略」の本格的な推進

<緊急対応>

(1) 雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

- ・ 雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

(2) 貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

○実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援

- ・ 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開

(イ)ハローワークのワンストップ相談機能の充実

- ・ ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー(仮称)」を配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス(総合相談と実施機関への的確な誘導)を実施

(ウ)「住まい対策」の拡充

- ・ 「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援

(エ)各支援制度の運用改善

- ・ 支援を必要とする人が各種の貧困・困窮者支援制度に確実につながるための各支援制度の運用改善

(オ)職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討(後述)

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

- ・ 日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

(3) 新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)大学等の「就職相談員」の配置促進

- ・ 大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

(イ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

- ・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

(ウ)関係機関の連携強化

- ・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

(ア)就職説明会の積極的な開催と周知徹底

(イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

- ・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表
- ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

(ウ)求人拡大への要請

- ・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請
- ・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

(ア)新卒者体験雇用事業の創設

- ・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給

(イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

- ・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

(ウ)重点分野での雇用支援

- ・ 重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

(4) 緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○重点分野における雇用の創造

- ・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

(ア) 社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

- ・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

- ・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
- ・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
- ・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

<具体的な措置>

○待機児童解消への取組

- ・ 地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- ・ 沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- ・ 仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員(仮称)」の設置

- ・ 「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

<成長戦略への布石>

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

(1)雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- ・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

○雇用保険制度の機能強化

- ・ 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成 22 年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成 21 年度第2次補正予算において対応する。
- ・ 平成 23 年度以降については、平成 23 年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

(2)「雇用戦略」の本格的な推進

○(1)のほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

2. 環境

—地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

<「エコ消費3本柱」の推進>

- (1)家電エコポイント制度の改善
- (2)エコカー補助の延長等
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等

<成長戦略への布石>

- (1)森林・林業再生の加速
- (2)環境・エネルギー技術への挑戦
- (3)交通・産業、地域の低炭素化の推進
- (4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進
- (5)資源確保支援
- (6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討
- (7)省エネ・環境基準の強化等

<「エコ消費3本柱」の推進>

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

(1)家電エコポイント制度の改善

<具体的な措置>

○エコポイント制度の改善

(ア)エコポイント制度の延長(平成22年末まで)

- ・省エネ家電(地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫)の購入を対

象とするエコポイント制度を9か月延長する(平成22年12月31日まで延長)。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善する。

(イ)対象家電の省エネ基準の強化

- ・ テレビのトップランナー基準を強化し、2012年度までに達成すべき高い省エネ目標基準値を設定する。これに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定する。

(ウ)LED電球等の利用促進

- ・ エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球など即時交換対象商品(LED電球、電球形蛍光灯、充電式ニッケル水素電池)への商品交換を促進する。

(2)エコカー補助の延長等

<具体的な措置>

○環境対応車への購入補助の延長等

(ア)購入補助の延長(平成22年9月末まで)

- ・ 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を6か月延長(平成22年9月30日まで延長)

(イ)省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善

- ・ 現在の2010年度燃費基準よりも更に厳しい2015年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

(3)住宅版エコポイント制度の創設等

<具体的な措置>

○住宅版エコポイント制度の創設

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業

<成長戦略への布石>

(1) 森林・林業再生の加速

利用間伐を進めるため、人材育成、高性能機械化、施業集約化によるコスト削減を図るとともに、国産材の需要を創出し、森林・林業の再生を図る。

<具体的な措置>

○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化

- ・ 集約化に必要な森林施業プランナーを育成する。また、先進林業機械の導入を進めるとともに、これを効率的に稼働させるオペレーターや、低コストで耐久性のある路網作設を行うオペレーターの養成を図る。

○森林・林業再生プラン(仮称)の実践

- ・ 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施する。

○木材利用の推進

- ・ 防火性能向上に係る建築物の性能認定や、2×4住宅における部材開発等、地域材を活用した木材製品の実用化を図る。
- ・ 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

(2) 環境・エネルギー技術への挑戦

地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行うとともに、今後数年で実用化が見込まれる有望な環境・エネルギー技術の実証実験を進める。

<具体的な措置>

○環境・エネルギー技術への挑戦

(ア) グリーンイノベーションの推進

- ・ 低炭素社会の実現に不可欠な素材の開発等、革新的な環境技術開発の前倒しや低炭素社会システムの実現に向けた取組の推進

(イ) 環境先端技術研究の推進

(ウ) 低炭素社会構築に向けた研究基盤整備

(エ) 自動車用電池の規格統一化

- ・ 自動車用電池について、規格の統一化を図る。

(オ)LED照明の国際標準化の推進

- ・ LED照明に関して、省エネ性能等を評価するために必要な測光方法の標準化を進める。

(3)交通・産業、地域の低炭素化の推進

多様なエネルギーの効率的利用や二酸化炭素等の削減に向けた交通や産業、地域における取組を支援する。

<具体的な措置>

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

(ア)物流・交通の低炭素化

- ・ 海上交通の低炭素化促進、グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充等による物流・交通の低炭素化

(イ)「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進

- ・ 「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進

(ウ)国内クレジット制度の更なる推進

- ・ 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等のCO₂排出削減支援を通じ、我が国の6%削減約束の達成に貢献

(エ)地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業の推進

(オ)低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進

○地域における環境配慮の取組への支援等

(ア)「緑の分権改革」の推進

(イ)情報通信技術を用いた地球温暖化対策の推進

(ウ)農山漁村の環境力強化

- ・ 農山漁村の環境力(太陽光、バイオマス等)の活用に向けた地域の実証的な取組を推進

(エ)ITを活用した暮らしの低炭素化の推進

(オ)中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設、チャレンジ25地域づくり事業の推進

(カ)温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進

- ・ 中小企業や農林業等の地域における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを支援

(4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

鳩山イニシアティブも踏まえ、低炭素型・環境対応インフラ/システム等の海外展開を積極的に支援する等、海外での地球温暖化対策事業等を推進する。

<具体的な措置>

○低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等

(ア)貿易保険・金融支援

- ・ 貿易保険を活用した民間分野のリスクファイナンスの取組の強化
- ・ 国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組の強化

(イ)低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援

- ・ 低炭素型・環境対応インフラ等について、システムとしての海外展開を支援するため、我が国企業が包括的に事業を実施するためのコンソーシアム形成支援

(ウ)地上デジタル放送日本方式普及

(エ)気候変動による洪水、旱魃、食糧不足や森林減少・劣化等に対応したアジア・アフリカ等への緊急支援

(5)資源確保支援

<具体的な措置>

○我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化

- ・ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による、金属鉱物(レアメタル等)分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度の創設

- ・ 石油・天然ガス及び金属鉱物(レアメタル等)の上流権益確保支援の原資として、JOGMECによる政府保証借り入れを可能とする制度改正

○レアメタル確保支援

- ・ レアメタル探査の加速、レアメタル国家備蓄の強化

(6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

再生可能エネルギー(太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等)の全量買取制度の導入を検討する。

<具体的な措置>

○再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

-(7)省エネ・環境基準の強化等

予算措置によるインセンティブとあわせて、国民生活や経済活動における地球温暖化対策を推進するため、省エネ法に基づく省エネ基準等関係する基準やルールの見直し等を進める。

<具体的な措置>

○省エネ法に基づく省エネ基準の見直し

(ア)建築物の省エネ判断基準の見直し

(イ)エコポイントの対象省エネ家電の省エネ基準の強化(テレビ)(再掲)

(ウ)自動車の燃費基準の強化

○排出抑制等指針の拡充

○白熱電球の2012年までの省エネランプへの生産切替えの推進

○200V化

- ・ 家庭内における電気供給の200V化の推進を検討する。